

受付期間は 2月16日～3月15日

確定申告は期間内にお済ませください

平成27年分の確定申告の受付期間は、2月16日(火)から3月15日(火)です。申告書は自分で作成して、早めの提出と納税をお願いします。なお、相談会場や時間は次のとおりです。

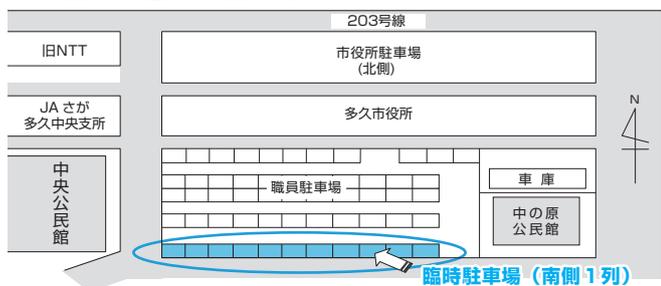
多久市役所 4階大会議室 (東)

市役所では、主に農業申告や簡易な内容の申告相談を受け付けています。土地・建物、株の売却などにつきましては、佐賀税務署で申告相談してください。

期間 2月16日(火)～3月15日(火)
(土・日曜日は休みです。ただし、3月13日の日曜日は受け付けします。)

受付時間 8時30分～16時
会場直通電話 ☎75-2013
問い合わせ 税務課 市民税係 ☎75-2126

●申告来場者専用臨時駐車場のご案内



佐賀税務署 (佐賀第二合同庁舎)

佐賀税務署 5階の申告相談会場は2月16日(火)から開設しています。※還付申告は、1月から佐賀税務署で受け付けています。

期間 2月16日(火)～3月15日(火)
(土・日曜日は休みです。ただし、2月21日と2月28日の日曜日は受け付けします。)

受付時間 9時～16時
場所 佐賀市駅前中央3丁目3-20
問い合わせ 佐賀税務署 ☎32-7511

所得税および復興特別所得税・贈与税の申告と納税は 3月15日(火)まで

個人事業者の消費税および地方消費税の申告と納税は 3月31日(木)まで

申告書等の作成は、自宅等から国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」www.nta.go.jp 国税庁 検索

◎住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長

消費税率の引上げ時期が変更されたことに伴い、住宅借入金等特別税額控除について、居住年月日の適用期限を、平成29年12月31日から平成31年6月30日まで1年半延長されることになりました。所得税および個人住民税の控除限度額

居住年月日	住宅区分	借入限度額 (所得税)	各年の控除限度額 (所得税)	個人住民税の控除限度額
平成26年1月1日から 平成26年3月31日まで	一般の住宅	2,000万円	20万円	所得税の課税総所得金額等×5% (最高97,500円)
	認定住宅	3,000万円	30万円	所得税の課税総所得金額等×5% (最高97,500円)
平成26年4月1日から 平成31年6月30日まで	一般の住宅	4,000万円	40万円	所得税の課税総所得金額等×7% (最高136,500円)
	認定住宅	5,000万円	50万円	所得税の課税総所得金額等×7% (最高136,500円)

備考1：認定住宅とは、認定長期優良住宅および認定低炭素住宅をいいます。
備考2：平成26年4月1日から平成31年6月30日までの欄の金額は、消費税等の税率が8%または10%である場合の金額です。

◎所得税の最高税率が引き上げ

平成27年分以降の所得税の最高税率が、40%から45%に引き上げられることになりました。

改正前

課税される所得金額	税率
～ 195万円未満	5%
195万円以上～ 330万円未満	10%
330万円以上～ 695万円未満	20%
695万円以上～ 900万円未満	23%
900万円以上～1,800万円未満	33%
1,800万円以上	40%
—	—

改正後

課税される所得金額	税率
～ 195万円未満	5%
195万円以上～ 330万円未満	10%
330万円以上～ 695万円未満	20%
695万円以上～ 900万円未満	23%
900万円以上～1,800万円未満	33%
1,800万円以上～4,000万円未満	40%
4,000万円以上	45%

平成27年分所得税の主な改正点と注意点

▶問い合わせ 税務課 市民税係 ☎75-2126

